

◆区分支給限度基準額の引上げ

消費税率引上げによる介護報酬の上乗せにともない、在宅サービスの利用量の保険給付上の上限である区分支給限度基準額も引き上げられる。

要介護度別の支給限度額

	改正後(令和元年 10月から)	改正前(令和元年 9月まで)
要支援1	5032 単位	5003 単位
要支援2	10531 単位	10473 単位
要介護1	16765 単位	16692 単位
要介護2	19705 単位	19616 単位
要介護3	27048 単位	26931 単位
要介護4	30938 単位	30806 単位
要介護5	36217 単位	36065 単位

◆食費・居住費の基準費用額の引上げ

施設系サービス（短期入所を含む）における食費・居住（滞在）費については、低所得者向けに負担軽減策が講じられている（補足給付）。補足給付は、食費・居住費にかかる標準的な費用の額（基準費用額）と、3段階に区分された入所者（利用者）の負担限度額の差額として、施設に支払われる。

基準費用額については、今般の消費税率引上げによる影響分が上乗せされる。一方で、負担限度額は、入所者の所得状況を勘案して決められるものであるため、見直しは行われない。

その結果、補足給付の額は、基準費用額の引上げ幅と同様に引き上げられることになる。

食費・居住費の基準費用額(1日につき)

		改正後(令和元年 10月1日から)	改正前(令和元年 9月30日まで)
食費		1,392 円	1,380 円
居 住 費	多床室	特養等	855 円
		老健・療養, 医療院等	377 円
	従来型個室	特養等	1,171 円
		老健・療養, 医療院等	1,668 円
	ユニット型個室的多床室		1,668 円
ユニット型個室		2,006 円	1,970 円